

「派遣の期間制限」抵触してませんか？

派遣の期間制限とは？

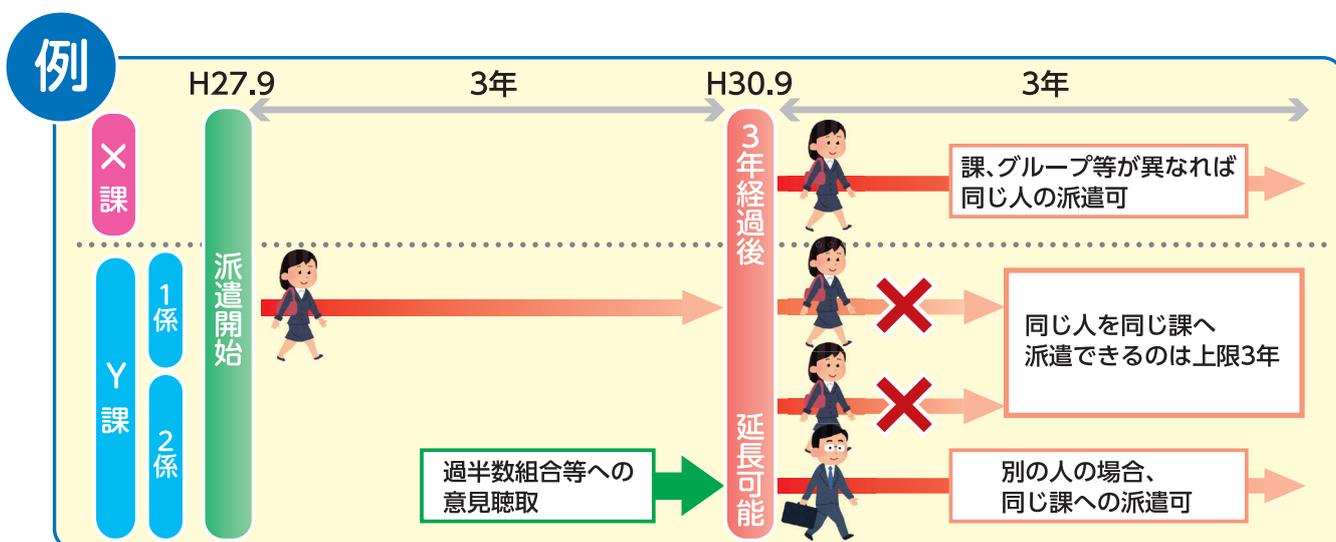
改正労働者派遣法の施行日（平成27年9月30日）以降に締結された労働者派遣契約に基づく労働者派遣には、次の2つの期間制限が適用されます。平成30年9月30日以降、期間制限に抵触する可能性があります。ただし派遣元事業主に無期雇用されている派遣労働者、60歳以上の派遣労働者などは期間制限の対象外となります。

● 事業所単位の期間制限

同一の派遣先事業所に対し、派遣できる期間は、**原則3年が限度**となります。
延長する場合は、派遣先事業所の過半数労働組合等から意見を聴く必要があります。

● 個人単位の期間制限

同一の派遣労働者を、派遣先事業所の同一の組織単位（課、グループ等）に派遣できる期間は、**3年が限度**となります。



※事業所単位の期間制限、個人単位の期間制限ともに、「クーリング期間」の考え方があり、同じ組織単位（課等）若しくは事業所における派遣期間が終了した後、次の派遣開始までの間が3カ月を超える場合には、期間は通算されません。

期間制限に抵触した場合は？

派遣先は次に掲げる違法派遣を受け入れた場合、その時点で、派遣先が派遣労働者に対して、派遣元との契約と同じ労働条件で労働契約の申し込みをしたものとみなされます。（労働契約申込みみなし制度）

- 労働者派遣の禁止業務（建設業務等）に従事させた場合
- 無許可の事業主から労働者派遣を受け入れた場合
- **期間制限に違反して労働者派遣を受け入れた場合（事業所単位・個人単位）**
- いわゆる偽装請負の場合

！ 期間制限に抵触して違法派遣を受け入れていた派遣先は、派遣労働者が希望した場合、その派遣労働者を直接雇用することになります。

電話相談専用 東京都ろうどう 110 番 0570-00-6110
TOKYO はたらくネットホームページ <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

●労働相談情報センター・各事務所で労働相談を受け付けています。

飯田橋 03-3265-6110 大崎 03-3495-6110 池袋 03-5954-6110
亀戸 03-3637-6110 国分寺 042-321-6110 八王子 042-645-6110

東京都産業労働局



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

～公正な採用選考のために～
東京都では、就職の機会均等を確保するため、応募者本人の適性や能力に基づく公正な採用選考を推進しています。

はたらく
&
TOKYO

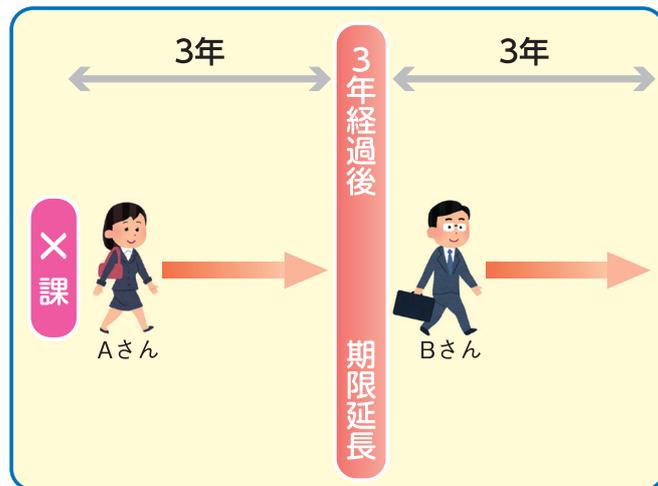
「派遣の期間制限」抵触するケースは？

ケース1 同じ労働者を3年を超えて同一課に派遣

同じ有期雇用の派遣労働者が、同一組織単位（課、グループ等）で就労するのは**3年が上限**。

事業所単位で派遣可能期間を延長した場合でも、同じ派遣労働者を受入れ続けることはできないので、別の労働者を派遣してもらうことになります。

派遣元は、個人単位の期間制限に達する見込みの派遣労働者に対し、**派遣終了後の雇用を継続させるための措置（雇用安定措置）**を講じる義務があります。



雇用安定措置とは？

派遣元事業主は、同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある派遣労働者に対して、以下いずれかの措置を講じる義務があります。

- 派遣先への直接雇用の依頼
- 新たな派遣先の提供（合理的なものに限る）
- 派遣元事業主による無期雇用
- その他安定した雇用の継続を図るために必要な措置

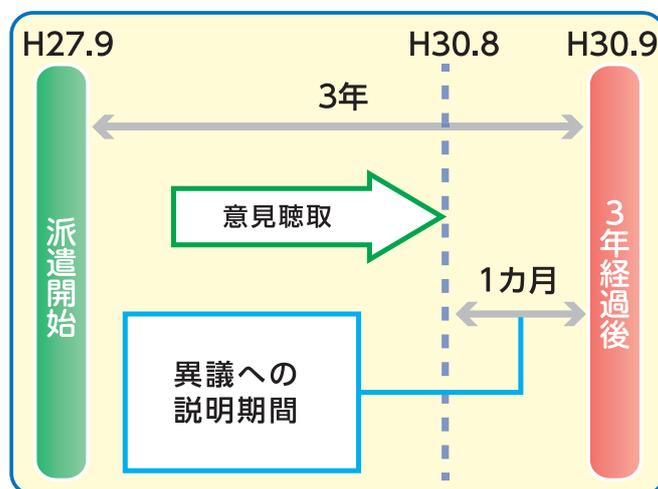
ケース2 派遣先事業所において期間延長手続きを怠った場合

事業所で有期雇用の派遣労働者を受け入れられるのは、**原則3年が上限**。

派遣先が3年を超えて派遣を受け入れようとするときは、派遣先事業所の過半数労働組合等から意見を聴く必要があります。意見聴取は、3年の**上限に達する1カ月前まで**に行うことが必要です。

意見聴取って、どうやるの？ 異議がある場合は、どうなるの？

- 過半数労働組合がない場合は、労働者の過半数を代表する方から意見聴取をすることになります。**会社が代表者を一方的に指名するなど民主的な方法で選出していない場合は、適正な意見聴取と言えず、期間制限に抵触し、違法派遣となる恐れ**があります。
- 期間延長について、過半数労働組合等から合意を得られない場合でも、**誠実に説明を行わなければならない**とされています。



電話相談専用 東京都ろうどう 110 番 0570-00-6110
TOKYO はたらくネットホームページ <http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/>

●労働相談情報センター・各事務所で労働相談を受け付けています。

飯田橋 03-3265-6110

大崎 03-3495-6110

池袋 03-5954-6110

はたらく

亀戸 03-3637-6110

国分寺 042-321-6110

八王子 042-645-6110



東京都産業労働局

TOKYO